

宇都宮大学工学研究科長選考内規

制 定	平成16年3月17日
一部改正	平成17年4月26日
〃	平成18年4月1日
〃	平成18年7月1日
〃	平成19年1月16日
〃	平成19年4月17日
〃	平成20年2月19日
〃	平成26年3月18日
〃	平成27年10月27日

第1条 研究科長の選考は、工学部・工学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て選出された研究科長候補者の中から、学長が行う。

第2条 研究科長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 研究科長の任期が満了するとき。
- 二 研究科長が辞任を申し出たとき。
- 三 研究科長が欠員となったとき。

2 研究科長の選考は、前項第1号に該当する場合においては任期満了3月前までに、同項第2号または第3号に該当する場合においては速やかに行う。

第3条 研究科長候補者は、大学院工学研究科所属の専任の教授（教授予定者を含む。）の中から選出する。その選出は意向調査の結果を参考として教授会が行い、3名程度の研究科長候補者を選出して学長に推薦する。

第4条 前条の意向調査は、大学院工学研究科、総合メディア基盤センター、地域共生研究開発センター及びオブティクス教育研究センター所属の専任の教授、准教授、講師、助教及び助手によって行う。

2 意向調査は、次の各号による無記名投票によって行う。

- 一 候補者として指定されている者の中から、候補者名を指定された用紙に明示した投票を有効投票とする。
- 二 白票は、無効投票とする。
- 三 投票の効力について疑義を生じた場合には、開票立会人が協議の上、決定する。

3 不在者の投票を行うこととし、投票権者は、意向調査当日、出張を命ぜられた場合、研修旅行及び特別休暇を承認された場合に限り、投票を行うことができる。

4 不在者の投票は、別に定める日時及び場所において行う。

第5条 前条の投票権者は、意向調査公示の日に現に在職する者とする。ただ

し意向調査の日までに退職または休職となった場合は投票権を失う。

第6条 意向調査管理者は、研究科長とし、研究科長事故あるときは、工学研究科評議員の中の年長者をもって当てる。

2 意向調査の投票立会人は、学部事務長ほか事務職員2名とし、開票立会人は、研究科長および工学研究科評議員とする。

3 意向調査管理者は、意向調査の期日および被投票権者の氏名を意向調査期日の7日前に工学部掲示場に公示するとともに、投票権者に通知する。

附 則

1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。

2 宇都宮大学工学部長選考内規（昭和40年1月19日制定）は廃止する。

附 則

この内規は、平成17年4月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成27年11月1日から施行する。

2 宇都宮大学工学研究科長選考内規細則は、廃止する。